

アメリカの戦時資料

『部落民——日本の被差別集団』

赤塚康雄

一、はじめに

占領期部落問題の研究は、単にその時期のみを対象にした研究でよいはずがない。歴史に断絶がないとすれば、それに先行する戦前・戦時期の研究が必要なことはいままでもないであろう。アメリカ合衆国本国において、部落問題についてどのような機関が、どのような動きを示し、被差別部落をどうとらえていたかを知ることが、占領軍の部落政策に至る部落認識に迫るうえで欠かすことのできない作業であると考えられるからである。

以上の問題意識から、一九四二年二月段階に作成された情報調査局 (Coordinator of Information) 心理戦部 (Psychology Division) の部内資料『部落民——日本の被差別集団』(The FTA: A PERSECUTED GROUP IN JAPAN) をアメリカ国立公文書館から取り寄せ、読む機会を持った。

本資料の持つ意味と位置については、今後検討しなければならぬが、当時の研究水準を反映して、差別的な記述も認められるが、部落問題に触れたアメリカの数少ない戦時期の資料の一つであると考え、本資料を取り上げることにした。

二、本資料の性格

資料の性格と作成機関について触れておきたい。

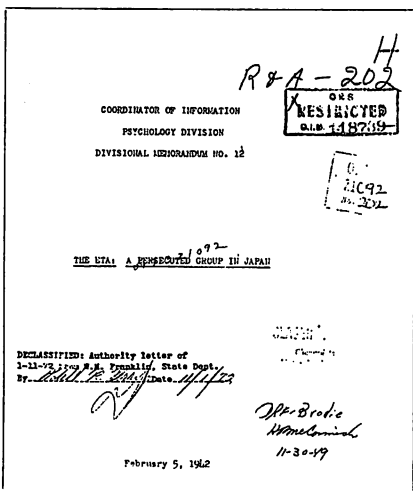
『部落民——日本の被差別集団』は、二種存在する。一つは、一九四二年二月五日に作成され、他の一つは、一九四二年二月二七日にまとめられている。その内容と日付、及び形式から、前者がまず作成され、それを整理したのが後者であると推定される。日米開戦直後の作成であり、軍事面の利用に供し得るよう日本社会の把握を目的として調査に当たったのであろう。そのなかで、部落問題が一定の位置を占めるということになる。

ここでは、原資料としての一九四二年二月五日付資料を全訳し紹介するが、両資料に付せられた表紙から次のことが明らかになるであろう。

① 一九四二年二月五日付資料から

作成機関は、情報調査局 (Coordinator of Information) 心理戦部 (Psychology Division) の部内資料二二号に当るものであった。

COIは、一九四一年七月に創設され、一九四二年六月に戦略情報局 (Office of Strategic Services) に組織変



更され、一九四七年七月には、中央情報局 (CIA) に再編成される。CIAという名称からすぐわかるように、いずれも諜報活動を行う機関である。表紙 (右図) をみると右上部に RESTRICTED という用語が認められる。これは機密の度合を示し、部外秘々らの意味を持つている。即ち秘密度の高いものが、Topsecret (機秘)、Secret (極密)、Confidential (秘)、Restricted (部外秘) という順序であり、秘密文書には違いないが最も軽い部に属する資料とらうことになる。

RESTRICTED の左上に×印が付されているのは、機密扱いが解除されたという意味である。表紙中央左端部に

DECLASSIFIED 1-11-72 とあることから、一九七二年一月一日（あるいは、一月二日か。アメリカでは一月一日と解するのが一般的）に部外秘を解かれたことが判明する。

② 一九四二年二月二十七日付資料から

作成機関は Office of Strategic Services (OSS) 内の Research and Analysis (R&A) Branch 即ち戦略情報部の調査分析課であり、前記 COI の後身である。但し、この表紙（左図）の記載には次の疑問が残る。即ち作成日が一九四二年二月二十七日になっているが、COI

が OSS に再編成されるのは、一九四二年六月とされており（マルセル・ボード編『第二次世界大戦史事典』英語版三六三頁に in June 1942 became the Office of Strategic Services or OSS と記述がある）、作成時点ではなお COI であったからである。そこで、ここでは作成は二月二十七日であるが、プリントされたのは六月以降という解釈をしておきたい。左端上部のスタンプから国務省へ提出されたのが一九四七年一月一日であることが明らかになる。本資料も部外秘扱いであるが、一九四八年一月二三日に解除されたことが下方右端の加筆から明らかであろう。

なお①②の両資料とも、現在はアメリカの国立公文書館に所蔵されており、①は (R&A report 202)、②は (R&A report 224) の副題がつけられ、保存されている。

最後に両資料の差異について触れておきたい。二月五日付資料を整理したのが二月二十七日付資料であるという性格上、両者に本質的な相違はないとみなしてよいであろう。

内容的に最も重要な訂正は、冒頭の「要約」部分である。そこで「要約」の訂正の度合を次の要領によってみておきたい（次ページ参照）。

二月五日資料から削除された語句にアンダーラインを引き、削除部分に換えて新たに語句が入れられた場合は、へ✓を付し、そのなかに記入してある。（なお二重のア

(参考資料)

Psychology Division

Divisional Memorandum No. 12

THE ETA: A PERSECUTED GROUP IN JAPAN

SUMMARY

There is in Japan a group of people that <which> is the object of social discrimination <and which is a weak point in Japanese solidarity>. These persecuted people, numbering one to three million <about a million and a half>, are popularly known as Eta People. As an outcaste group they originated in certain occupational classes such as tanners and butchers, people dealing in ritually unclean things <which are ritually unclean>.

The Eta or Suihei were legally emancipated in 1868 but the social prejudice against them continued. Later an uplift movement, the Suihei Undo, began among the Eta themselves, a movement which has gained strength in time of peace but has been repressed in time of war.

Prejudice against the Eta takes many forms, such as a tabu on inter-marriages, limitation of occupations, name calling, etc <is expressed in social tabus>. As a result <the> Eta develop certain <the> personality traits, especially that of carrying a chip on the shoulder in regard to possible discrimination <of a persecuted people>.

The Eta form a weak point in Japanese social solidarity and a knowledge of their place Japanese society should be of value to anyone dealing with Japan such as radio broadcasters and army and navy personnel (e.g., an Eta prisoner might talk more freely if properly approached than an ordinary Japanese).

ンダーラインの部分は、挿入部の異動を示す。)。

問題は、部落差別の存在を戦略上どう利用すべきかについて述べた最後のフレーズが削除されていることである。単なる要約からの削除に過ぎないのか、検討の結果、部落問題は、ここに述べられているような利用に適しないと判断したかによって、本資料の持つ意味が大きく変わってくるからである。

しかし、それを推定し得る材料がないこと、そうした削除が行われたとはいえず、二月五日時点における判断は、「要約」通りであったと考えねばならないこと、本報告は二月五日付資料を研究の対象にしていること等から、これについては、これ以上の言及は避けたい。部落問題がアメリカの諜報活動の対象になっていたこと、その際のアメリカ側の部落問題認識の実態を明らかにできればよいからである。

そのほかの大きな変更は、「9、偏見」の項の事例が削除されていること、最後の「12、本文書の利用者に対する留意点」を落としていることである。

三、本資料の意義

本資料は、戦時期に情報調査局(COI)によって作成

されただけに、部落問題を戦争にどのように利用できるか

という観点でとらえられている。それは「要約」部分の、部落問題は「日本社会の結束に一つの弱点となっており、日本社会における彼らの位置を知ることが、ラジオ放送や陸海軍関係者といった、日本に関する問題を扱っている者にとって価値あるものと思われる」という結論に象徴的に現われている。しかもわざわざ添えられた「部落出身の捕虜は適切に尋問を受ければ、一般の日本兵よりも、もっと自由に情報を提供するものと思われる」という注書きをみれば、その意図は明らかであろう。

更に、「12、本文書の利用者に対する留意点」における、「大日本帝国の一部である朝鮮民衆に対する処遇は、日本国内における部落民迫害と同様に、日本の唱える大東亜共栄圏構想とは矛盾するもの」との見解は、日本政府の国策を鋭く衝いていたといえよう。

以上の例にみるられように、本資料から、アメリカ政府では、日本との戦争遂行上、部落問題をある程度研究していた、少くとも視野に入れていたことが明らかになるであろう。

問題は、ここで述べられた内容をどこから知ることができたのかである。本資料中にはそれを推定できる箇所が何か所が存在する。

第一は、S・二宮の論文である。論文名は *An Inquiry Concerning the Origin, Development, and Present Situation of the Eta in Relation to the History of Social Classes in Japan* である。ここでは「日本における社会階級史に関連した部落民の起源、発達及び現状に関する論考」と文字通り直訳しておく。

なお本論文はもともと日本語で作成されていたが、それを英語に翻訳されたとの推定も可能なので、いずれ本論文の探索収集に当たり、明らかにしたいと考えている。

二宮論文のアメリカにおける位置と評価は、GHOにおいて人権問題に強い関心を持っていたハーバート・パッシン(CIE局員)の話からある程度推定できよう。即ち、彼は「当時、英文で部落問題を取り上げたものが、ほとんどなかった」が、「一つ覚えておるのは、二宮という日本人の論文」(『部落解放研究』第五六号、八八頁)であると語っており、戦時アメリカにおいて参考にし得る部落問題に関する唯一の文献であったことが明らかにされる。

次いで、パッシンは、二宮論文作成発表の経緯を「ワシントン州立大学で修士の資格を取って、その修士論文が『日本の特殊部落の歴史』、それが英文で発表」(同前)された旨、述べており、本資料で参照されたのが、この二宮論文であることがうかがえよう。

更にパッシンは、「なかなかいい論文ですよ。でも見つけにくい学術誌にのっただけであり読まれなかったのでしょう。本当の学者なら、二宮さんの論文を読んだかもしれないが、それしかない」(同前)と二宮論文の位置と評価を語っている。

水平社運動で活躍する山田孝野次郎の卒業式における差別告発の演説を始めるに至る経緯、現大阪・浪速地区出身の婦人が受けた結婚差別の内容など、おそらく二宮論文から引かれていると考えられるが、我々があまり知らない事件にも触れており、占領部落史へつながる戦時期の資料というに止まらず、そうした意味からも是非、二宮論文に目を通さねばならないと思う。

第二は、ニューヨーク・タイムズ(New York Times)からの引用である。同紙は、北原泰作の天皇直訴事件を記事にしたようで、一九二八年一月一日号のほかに、一九二七年十一月二三日号も参照文献として上がっている。北原が軍隊内の差別撤廃を求めて天皇に直訴したのは、一九二七年十一月十九日であるが、四日後の二三日にニューヨーク・タイムズが掲載したということは、アメリカにおいて、かなり注目を引いた事件であったことがうかがえよう。COIでは日本軍隊内の事件であることに注目し、取り上げたものと推定される。

第三は、ジャパン・ウィークリー・クロニクル(The Japan Weekly Chronicle)からの引用である。国会内における一代議士の差別発言を巡る問題を取り上げている。

以上の三点が、本資料を作成するに当たった主要文献になっていると推定できよう。軍事的情報の側面に限定していえば、今日からみれば貧弱な内容といえるかもしれない。アメリカ陸軍の一部局(Headquarters Army Service Forces)が、一九四四年十月に発行した“Civil Affairs Handbook Japan Section I: Geographical and Social Background”に記載された部落問題に関する内容も、精度の高いものではなかった。その後、日本占領の中核部隊となるアメリカ陸軍は、早くから占領を予測し、その際の政策立案の準備として、日本についての情報を収集し、手引書を作成したのである。問題になっているCOI資料より約二カ年半後のことである。

内容に少し触れると、日本社会の身分階層を雲上人(天皇家)以下八つに分け、最下層に部落が位置することを説明し、一八七一年に、部落民は法的に平民と同様であると宣言されたが、なお強い差別が続いていることから説き起こし、人口、起源、結婚差別などに触れ、最後に、兵隊は、部落出身の上官の命令を受けたがらないため、陸海軍では士官になれないと記述していた(『戦後大阪市教育局史

(I)』一八八頁)。

COI資料に見当たらない部分は最後の軍隊の差別に関する記述程度で、内容的に新しいものはないといえよう。現在のCIAのおそろべき情報収集能力を見せつけられている我々に期待はすれの感すら与えるであろう。

アメリカの情報活動は、第二次世界大戦以後、急速に発展したといわれており、当時としては、この程度のものであったのである。

しかし、その低い諜報活動のなかに 있어서、部落問題が位置づいていることに、逆に驚かざるを得ない。それが占領政策にどうつながるのかという視点も必要であろう。そうした問題意識を持ちながら、本資料を読むことが必要なのではなろうか。

戦後教育改革についていえば、日独の教育改革の必要性を訴えた副大統領ウォレスの一九四二年のラジオ演説、国防省・国務省における日本の教育改革論議などは、戦後日本の教育改革を準備したことになるのかという問題意識が研究者にある。改革プランの体系的性、具体性を欠くという限りにおいては、つながったといえないし、包括的な意味では結びついていったと考えるべきだといわれている(鈴木英一『教育行政』一六〇二頁)。

確かにドラステックに展開された教育改革と部落問題

を同一に論じることはできないであろう。しかし、戦時から戦後への連続性を探る研究態度は必要であり、戦時期アメリカ側の資料の収集も重要な仕事であろうと考える。占領文書にそうした方向からの光をあてることも忘れるべきではない。

なお、先に示した原文の表題からもわかるように、本資料の訳文で「部落」ないし「部落民」と訳した部分の原語はすべて“Eta”である。歴史的に江戸時代の賤民身分としての「えた」をあらわす場合だけでなく、当時の被差別部落を示す語としても“Eta”を用いている。周知の通り、当時、部落民が「えた」という蔑称で呼ばれ差別されていたことはあっても、決して自らを「えた」と呼ぶことはなかったし、当時の部落民を示す語としては不適切であることは、本資料自身、「要約」や「12、本文書の利用者に対する留意点」で指摘していた。にもかかわらず、こうした「えた」という言葉の差別性、歴史性を無視して部落民を「えた」と呼ぶことが、その後も続いていく。それは占領中の総司令部の文書においても同様であった。

また本資料が、当時の部落史研究の一般的な水準を反映していたことも否定できない。これもおそらく二宮論文によるものと思われるが、「2、起源」にみる部落の起源の説明は、部落を古代の職人奴隷集団の末えいであり、皮

革業、屠殺、墓守りといった特定の仕事に従事していたものの、それが仏教による不浄視から賤民身分に位置づけられたとあり、今日では否定されるべきだろう。

最後になって恐縮だが、本資料の収集、翻訳に当たって二、三断っておかねばならないことがある。本資料の存在と所蔵機関を教えてください。一九七二年三月、同資料室へ、GHQ/SCAPのGII文書閲覧のために訪れた際であった。

神戸大学の五百旗頭真さんの御教示によれば、同氏が編集されたマイクロ・フィッシュによる資料集『日本占領』(丸善・一九八七年)にも、本資料①②がともに収録されているとのことであった。訳出に当たっては、イタリア・レジスタンス運動の研究者であり、長年アメリカに留学されていた同僚の鈴木一成さんに一方ならぬお世話になった。お三方に厚くお礼申し上げる次第である。

なお、本資料は、部落解放研究所が原田伴彦記念基金の第二年度事業として取組んでいる占領期の部落問題調査研究事業の一環として、アメリカ国立公文書館から取り寄せられたものである。また本資料の原文は、同研究所が発行している『部落問題と日本占領文書研究ニュース』第五号に掲載される予定なので、参照していただきたい。

以下、資料本文を紹介する。

心理戦部
部内覚書第二号

部落民——日本の被差別集団

要約

日本には、社会的差別の対象となる一団の人々が存在する。これらの迫害された人々は、一〇〇万人から三〇〇〇万人いるが、一般に部落民として知られている。彼らは、アウトカースト集団として、皮なめしや屠殺業といった特定の職業階級、慣習的に身が汚れるとされる事柄を取り扱う人々から生れてきたのである。

部落民あるいは水平社と呼ばれる人々は、法的には一八六八年に解放されたが、彼らに対する社会的差別は続いている。その後、水平運動と呼ばれる地位向上のための運動が部落民自身の中から始まった。それは平時には勢力を拡大したものの、戦争が始まると弾圧された。

部落民に対する偏見は、通婚の禁止（タブー）、職業の制限、差別言辞等さまざまな形態をとっている。その結果、部落民は独特な性格上の特徴、特に差別されるのではないかと身構えているという特徴を持つようになってきている。

部落民は日本社会の結束に一つの弱点となっており、日本社会

てのアジア人は同胞であり、アジアの新秩序を築き上げるために、自由に、かつ誠実さをもって協力すべきであるという考えを強調している。こうした対等の地位に基づく同胞愛を堂々と日本政府が公言している一方で、あるアジア人の集団が、ヨーロッパ人によってではなく、日本人によって、しかも中国や朝鮮ではなく、日本国内において不平等に取り扱われ、社会的に迫害されているという実例を見ることは興味深いことである。

今日の日本において、社会的偏見に最も苦しめられている集団は、一般に「エタ」として知られているものである。この「エタ」なる語は蔑称であり、けがれや極端な不潔さを意味する語源を有している。種々の推定によれば、今日の日本には一〇〇万人から三〇〇〇万人の部落民が存在している。これは総人口のわずかに二〜三パーセントを占めるにしか過ぎないが、単独で一〇〇万人を越える集団は、どんなものであれ、日本において重要な構成要素であるといえよう。

2、起 源

部落民の起源は、古代日本の一つかあるいは、それ以上の奴隷集団、特に古代（六四五年〜一八六年）のある種の職人奴隷集団であるようにみえる。彼らは、皮革業、屠殺人、墓守であった。

仏教伝来後、動物の屠殺に関わるいかなる職業も不浄であるとされ、それらの職業に関係する人々は、賤民として位置づけられるに至った。遂には、これらの人々は、「エタ」という用語でま

における彼らの位置を知ること、ラジオ放送や陸海軍関係者といった、日本に関する問題を扱っている者にとって価値あるものと思われる（例えば、部落出身の捕虜は、適切に尋問を受ければ、一般の日本兵よりも、もっと自由に情報を提供するものと思われる）。

目次

1、はじめに	一頁
2、起 源	一頁
3、宗 教	三頁
4、解放令	三頁
5、最近の状況	四頁
6、人 口	四頁
7、解放運動	五頁
8、指導者たち	七頁
9、偏 見	七頁
事 例	八頁
10、部落差別——微妙な問題	一二頁
11、部落民の性格上の特徴	一三頁
12、本文書の利用者に対する留意点	一五頁

1、はじめに

現在、日本は、アジアにおけるヨーロッパ人に対抗して、アジア諸民族の基本的統合を強力に宣伝している。日本はまた、すべ

とめられるようになった。

皮革業者、屠殺業者に対する偏見の起りを示すもう一つの見解は、不浄に関する初期神道信仰にまでさかのぼる。血、死、処刑によるけがれの三つが、最も忌み嫌われるものとされていた。屠殺に関係する人々には不浄の人あるいは「こがらべ」と呼ばれ、そのようなものとして、肉体的、社会的にも賤視された。

部落民の起源を説明するのに、朝鮮人捕虜の後えいだとの説がある。この説は部落民が日本人でないからという理由で迫害を正当化するのに、今日の日本では都合のいい説明である。（身体上、部落民は、他の日本人と同じ容貌をしている。）

徳川時代には、ずっと、部落民は隔離された村に住み、その村を通る道のりは里程に計算されなかった。部落民は、部落外との結婚を認められなかったし、ほんの少しの市民的権利しか持っていなかった。不浄の故に、彼らは、一八七一年まで、別の低いアウトカースト集団を形成した。⁽¹⁾

(1) 部落民の歴史についてのもっと詳しい論述は、S・ニ官の「日本における社会階級史に関連した部落民の起源、発達及び現状に関する論考」（『アジア日本協会会報』第二期シリーズ、第一〇巻、一九三三年二月）にみられるであろう。また『ニューヨーク・タイムズ』一九二八年一月一日号、ヒュー・バイアスによる部落民についての記事をみられたい。

3、宗 教

仏教の伝来が、部落民に不利益をもたらしたにも拘らず、日本

で育った真宗と日蓮宗という二つの日本的な教団は、すべて人間は、信仰で救われるという教義を持った。二つのうち、真宗は、ほとんどの部落民がそれに属しているもので、より重要である。最初にやってきたキリスト教の宣教師たちは、しばしば、同情を受けるに価する極貧層の集団としての部落民に注目した。しかし、キリスト教への改宗は決して多くはなかった。

4、解放令

一八六八年における徳川独裁政権の転覆に続く一般的改革運動の一部として、この時部落民は他の庶民と法的に平等である、即ち彼らを「平民」にするべきであると宣言された。(一八七一年八月における太政官布告のことば——穢多、非人等の称廃され候条、自今身分職業とも平民同様たるべきこと)

(2) もう一つのアウトカースト集団、やや起源が異なるにも拘らず、しばしば、穢多と一緒にグループ化される。この言葉は、文字通り、人間でないことを意味する。

5、最近の状況

この素晴らしい宣言は、もちろん実際に部落民の社会的身分を変化させるのに、大きく役立たず、今日に至るも、この集団の人々には多くの不利益を蒙っている。人々はすぐに新平民と呼ばれたが、法的にでなかったにしろ、社会的に部落民と他の日本人との間の結婚に関するタブーは依然として残った。部落出身の人々を受け入れる職業の制限はなお厳しい。こうした状況下では、当

然、予測されることであるが、部落は貧しさにうちひしがれ、非衛生な地域となつていく。屠殺、皮革業は、零落した職業として残り、部落外の者で、それに従事する者は、ほとんどいない。多くの部落の若い女性のもう一つの仕事は売春である。部落で生活するより遊廓で生活するほうがまだしもよいという娘たちがいるぐらいである。しかしながら、現在、部落のほぼ半分は、くらしの手段として農業に従事している。

6、人口

現在、一〇〇万人から三〇〇万人の部落住民が、六千以上の村々に散在している。集中している主な地域は、広島、山口、岡山、愛媛、福岡、埼玉、群馬の各県である。北部には、ほとんどみられない。部落の社会的進歩を目指す二つの組織の指導部が京都と大阪にある。部落民はなお大都市を除いたほとんどの地域に分れて生活している。大都市においては、ある程度、彼らの身分を隠すことが可能である。

最近、増加の割合は年に三万人である。一八七一年からの六〇年間に部落外の日本人八〇%増に対して、部落は四〇〇%増である。(これらの数字は必ずしも正確でないかもしれない。一八七一年以前、部落民は多分、入念に数えられなかった。部落が里数に入らなかつたように、実際、彼らはしばしば統計から除外された。)

7、解放運動

局は職務上、公平であったが、一般大衆は敬意を示した。この一つの典型的な事例は、一九二五年一月の世良田事件であった。この時、世良田村民は、部落民を襲撃し、次々と起こる暴力沙汰のなかで、十軒の家屋が破壊され、家財道具が焼きはらわれ、数人が重傷を負った。

一九二八年までに水平社は、二十万人の同人を擁すると主張した。しかし、この年、日本共産党の検挙で、数人の水平社の指導者がまき込まれ、運動全体が致命的な打撃を受けた。思うに、一九三一年の満州事変、一九三七年以来の支那事変は、地位を高めようとする部落大衆のどのような企ても終えんさせたのである。

8、指導者たち

水平社運動の指導者の一人は、京都に本部を置く日本水平社を現在統率している南梅吉である。いま一人の京都の指導者は桜田規矩三である。もう一つの組織は、大阪に本拠を置く全国水平社(Federation of the Suheisha)である。その指導者は松本治一郎で、彼は国会議員でもある。南と松本の両名は『日本年鑑』(一九四〇〜四一)の中に、それらの属する団体名と共に掲載されている。指導者としては他に佐野おさむがいるが、彼の消息は、現在のところ筆者にはわからない。

9、偏見

エタという語自体が蔑称語であるが、日本各地には、もしも公に用いられると闘争になりかねない用語が他にもある。例えば、

部落民の側から、身分を向上させるための確固とした運動が起きるのに、解放令から一代かかった。最初の組織は岡山で一九〇二年青年たちのグループによって創設され、一九〇三年ごろから国民的組織へと発展した。こうして始まった運動は、自由主義的な政治運動左派の真の共感とアメリカのキリスト教宣教師の活動から強大になった。この時まで書かれた小説類には、部落大衆への強い偏見という非人間性を示していた。しかしながら、一九〇四年〜五年の日露戦争はこの運動を中断させた。

それから一九二二年、新しい運動が起こった。これは水平運動と呼ばれた。組織がつくられ、水平社と呼ばれた。他の日本人と同じ社会的水準にまで部落民をもっていくという考えであった。

この運動は、人種的平等のためのベルサイユ会議における日本の主張から弾みがついた。国内でいつも差別をし、他方で人種的平等を支持するという日本の矛盾した考えを水平社の指導者たちは見過さなかった。この第二の運動は、最初の運動よりより強大になり、二、三年の間に巨大な強い全く強大な組織となった。この第二の運動において左翼的傾向が強まり、水平社は、しばしば階級闘争におけるプロレタリアートと自己を同一化した。例えば、水平社は、マルクスを思い起こさせる六〇〇〇部落、三〇〇〇万の兄弟と団結せよ、諸君は服従以外に失うべきものは何もないというスローガンを添えて赤地に荆冠の図案と意味を持つ旗として採用した。

待遇の平等を求める決定においては、水平社同人の逮捕など、多くの事件が起こった。多数のインテリたちは運動に共鳴し、当

九州地方ではチョーリンボ（部落の親分名を意味する）が、大阪地方ではヨツ（数字の四ということであるが、日本では完全数とされる五に達しないという意味。四はまた、四つ足、即ち獣にも関連している。時として、四本指を立てることが、部落民を陰で指さすときに用いられることもある）という語が用いられる。

こうした蔑称語の存在に加えて、部落の人々が社会的差別の対象となるやり方には多種多様なものがある。次にあげる事例は、S・二宮の部落民の研究書（TASJ、第二期シリーズ、第一〇巻、一九三三年十二月発行）からの引用であるが、この事実をよくあらわしている。

(A) 銭湯での差別

和歌山県西向町に、全国六〇〇〇を数える部落の中から選ばれて、正式に「模範的」部落として表彰された六部落のうちの一つがある。そのことは、その部落がいかにうまく統治され、当該部落民がいかに勤勉で立派であるかを証明しているのであるが、それでも近隣部落の人々は彼らと交わろうとはせず、彼らが同じ銭湯に入るのを許さないののである。

(B) 地域活動における差別

一九二二年十月、埼玉県大里郡御正村において、シベリア出兵に参加した村出身の十名の兵士の帰郷をたたえる記念碑を設立しようという計画がもち上った。記念碑によりたたえられる兵士の中に、二人の部落出身者がいたが、部落外の人々は記念碑の背面に名を刻まれる者の中にその二名を加えることに反対した。「水平社」は激しい抗議運動を展開した。ついに代表団が任命され、

部落民が他の日本人にまじって生活することはほとんど不可能である。というのは、身分を隠さない限り、彼らは家を借りることができないからである。シンタニキンジロウがイエナリキューサクに対して提訴した借家あけ渡し要求は、こうした居住面における差別行為がどのように行われるかを知る上で典型的な事例である。それは概ね以下の通りである。

「私が貴方に家をたのいてくれるように求める理由は、私の親戚のみならず村の有力者の面々が、私が貴方を私の家に置いておく限り私とは一切交際しないと決めてきたからなのです。それは根も葉もない差別です。でも、貴方も御存知の通り、私の家はへんびな所に在るので、私が村の人々とうまくつきあっているから、まさかの時には大変困ったことになると思います。だから、どうかただちに出て行って下さい。」

(F) 軍隊内における差別

一九二七年に北原泰作二等兵が、名古屋練兵場における演習の際に天皇に直訴した事件は、軍隊内にも差別が存在していることを証明する劇的な出来事である。一九二八年一月十九日の高等軍事法廷の裁判において、北原被告の弁護人は次のように述べている。（以下『ジャパン・ウィークリー・クロニクル』からの引用。）

「中隊長は北原被告の友人が兵舎に訪ねてきたときに彼と会わせることを拒んだ。また、被告人の外出時には尾行をつけさせたり、被告人宛ての手紙を没収したりした。隊長は、被告人が万一誰かにこのことを話したりすると、厳罰に処すと脅かした。北原

彼らは村長に面会を求めたが、村長は多忙を理由に彼らに会うことを拒否した。しかしながら、村長は十月十九日以降なら代表団と会ってもよいと約束したが、十月十九日こそ記念碑除幕式の日には他ならなかった。

(C) 学校における差別

部落の子供たちが学校で他の生徒たちに侮辱されているという事実は、次の発言によって証明されている。

二宮は述べている。「私は小学校時代をこうした不幸な子供たちと共にすごしたが、この特定の部落出身の罪のない子供たちが他の生徒たちに辱められているところを何回も目撃しました。時には先生までもがいろんな点で彼らを差別したものです。」

一九二二年三月、衆目の関心を引く一つの事件が起きた。山田孝野次郎は、奈良県の柏原小学校の卒業式の生徒代表であった。先生によって入念に作成され、承認された式辞を読み終えたあと、彼はいきなり、自分を含む「特定」の生徒が校長とその他の教師の下でひどく差別的に扱われてきたことを激しく弾劾する演説を行った。

(D) 教職における差別

一九二二年、鳥取県のある小学校の生徒たちは、彼らの先生であるハシザキハンソウに抗議してストライキを行った。その理由は、彼が「特殊部落」の出身者であるという事実が親の間に知れわたり、親たちが子供に影響力を行使してストをはじめさせたものであった。ハシザキ先生は辞職を余儀無くされた。

(E) 居住面での差別

被告がこれに抗議すると、隊長は、一兵卒が上官の決定に口をはさむことは許されないと理由でつぶねた。

(3) この事件に関するより詳細な記述は、一九二七年十一月二十三日及び一九二八年一月一日付ニューヨークタイムスにみられるであろう。天皇への北原の直訴は、不平を持った庶民が打首の危険をおかして將軍に直訴した徳川時代に多くの先例がある。北原事件にみられるように、一般的な解決方法は、訴えた者を罰することと同様に、責任者も罰することであった。この場合は、自分の管轄下において重大な事態を引き起こしたという理由で軍の指揮官が責任者として罰せられた。

(G) 結婚差別

残酷な差別の手からのがれるために、部落の女性は部落民でない一般の男性との結婚を望んでいる。部落と部落外の結婚のケースもときおりあるが、その結果悲しい結末が生じることもある。次にあげる事例は、そうした結婚のはらむ悲惨な傾向を示しているであろう。

夫に離縁されかかっている一人の部落出身の女性が、次のような内容の手紙を「水平社」の平野氏のところへ書いた。

「十年程前、私たちは恋愛結婚しました。夫は普通の平民でした。最初、私は自分の素姓を隠していました。毎日、私は良心の呵責にさいなまれ、ついに耐えきれなくなり、結婚して六ヶ月後に、自分が西浜出身であることを告白しました（西浜は人口三万人の一大「特殊」地区です）。夫は私を少しも責めませんでした

た。それどころか、「お前は他の女と全然かわらない。そのことは気にすることはないんだ」と言っていて、私の苦悩を優しくなくさめてくれました。私は幸せでした。そしてすぐに髪結の仕事に習い始めました。技術を憶えたとき、私は夫を助けて、一所懸命に働きました。私たちは何年間も幸せな生活をおくっておりまして。ああ、「平民」階級の男性と一緒に暮らせるとは、私は何て幸せで誇らしげに思ったことでしょうか。私の心底は永遠の喜びに満ち、私はそのことを親戚縁者に自慢したいときえ思ったくらいです。でも、夫はやはり他の「平民」の男性と同じでした。結婚生活十年目にして、夫は突然私を離縁しようとしているのです。事の次第は以下の通りです。夫の兄の息子が結婚することになったのですが、もしも私が部落出身であることがわかると、夫のオイの嫁にきてくれる女性は誰もいなくなるのです。それで、私は死んだほうがいいのですが、その前に私は、あなた方水平社の方々に訴えて、私の苦境を救ってもらえないかと考えたのです。」

10、部落差別——微妙な問題

次にあげる『ジャパン・ウィークリー・クロニクル』一九四〇年三月七日号よりの引用は、国会における出来事に関するものであるが、現代日本において、部落問題がいかに今日の問題であるかをよく示している。

「庄司一郎議員は、水平社の怒りをつつが、その理由は、同氏が、水平社の構成メンバーである特定の階級の人々に対して極端な傾向がある。この貧困状態は、もちろん、雇用機会の欠如及び部落民がより好条件の環境に出ていくのを困難にしている社会的圧力の存在に起因している。病氣、汚物及び不十分な住居はすべて部落に貧しい外観と不平を与えるのに役だっている。」

(2) 集団としての特徴

既に述べたように、部落は、主として極貧のためにスラム化する傾向がある。この貧困状態は、もちろん、雇用機会の欠如及び部落民がより好条件の環境に出ていくのを困難にしている社会的圧力の存在に起因している。病氣、汚物及び不十分な住居はすべて部落に貧しい外観と不平を与えるのに役だっている。

(3) 集団反応

集団としての部落に対する社会的偏見が極めて強いために、彼らはある種の集団的結束を固めている。これは一八七一年以降の二つの解放運動の中で明確に形成されてきた。

今日、一〇〇万—二〇〇万人の人々による、こうした集団的結束は潜在化しているが、日本社会において明らかに一つの泣き所となっている。

12、本文書の利用者に対する留意点

(1) 本文書に基づいて、次の二点が価値あるものとしてあげられる。

- (a) 日本人は全アジア人を同胞とみなしていない。
- (b) 日本人は「人種的」及び社会的偏見という点に関して、アメリカを批難することはできない。

(2) 「エタ」という語は無礼な名称である。

日本国内に宛てたいかなる文書においてもこの語は用いるべきではなく。代りに「特殊部落」(special village) や「特殊部

めて差別的な名称を先日の義務教育助成金改革法案に関する質問演説の際に用いたからである。九州、関西その他全国各地の水平社支部の代表が上京し、水平社の執行委員長である松本治一郎氏の自宅で会合を開き、会後、その件についてとるべき行動の方向性について話し合った。」

「その会議の席上、衆議院議員である松本氏が責任ある回答を求めべく、国民の合意と調和について質問演説を行うことに意見が一致した。」

「庄司議員に対し、いかなる行動をとるべきかについては、更に多くの全国各地の支部代表者が東京に集結するのを待って、日を改めて会議を開くこととする。」

11、部落民の性格上の特徴

社会的差別が部落民に与えた影響は多々ある。

(1) 性格上の困難点(気むずさしさ)

(a) 部落民は、しばしば神経過敏で、いつも差別されているのではないかと気にしており、ケンカ腰である。

(b) このために、部落民は自分を手助けしてくれようとする部落外の人々の無用心な試みに対しては反発するが、それは手助けすることが恩返しを要する態度を意味するものであり、それには部落民は直ちに憤るからである。

(c) 貧しい部落農民には、大酒のみ、衣服、言動及び保健衛生面への無頓着、浪費がせがみられるが、これは部落民でない農民の堅実な行動と鋭い対比を示している。

部落民」(special people) あるいは水平社 (the society for advancement of Eta) という語を用いるのがよい。

(3) 部落民の起源は朝鮮人であるという一般に流布してはいるが誤った考え方は重要である。このことは、朝鮮人が日本においてはスケープゴートとして扱われているという問題を提起している。

(a) 朝鮮人と呼ばれる下層部落民

(b) 一九二三年の関東大震災時における朝鮮人虐殺

(c) 朝鮮半島における朝鮮人の抑圧

それ故、大日本帝国の一部である朝鮮民衆に対する処遇は、日本国内における部落民迫害と同様に、日本の唱える大東亜共栄圏構想とは矛盾するものである。

(4) 日本政府は、アメリカ政府が異なった人種的、社会的背景を有するアメリカ市民を法的には区別していないのと同じように、部落民と非部落民を公式には区別していない。それ故、日本政府に、部落の状態に対する責任をとりとせることはできない。